

議案第91号

東郷町職員の給与に関する条例の一部改正について

東郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年11月27日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ改正する必要があるからである。

東郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東郷町職員の給与に関する条例（昭和35年東郷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 東郷町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、一般職の職員の期末手当の支給割合を改正する必要があるからである。

2 改正内容

(1) 第1条関係

期末手当の支給割合を次のように改めること。(第20条第2項関係)

区分	支給割合	
	改正後	改正前
一般職の職員	100分の125	100分の130

(2) 第2条関係

期末手当の支給割合を次のように改めること。(第20条第2項関係)

区分	支給割合	
	改正後	改正前
一般職の職員	100分の127.5	100分の125

3 施行期日

公布の日から施行すること。ただし、2(2)の規定は、令和3年4月1日から施行すること。